

## 三重県域の温室効果ガス排出削減目標について

## 1 他都道府県の目標設定状況

他都道府県の地方公共団体実行計画のうち、2030 年度までを計画期間とし、2030 年度の温室効果ガス排出削減目標を設定している 14 県の目標設定状況は以下のとおり。

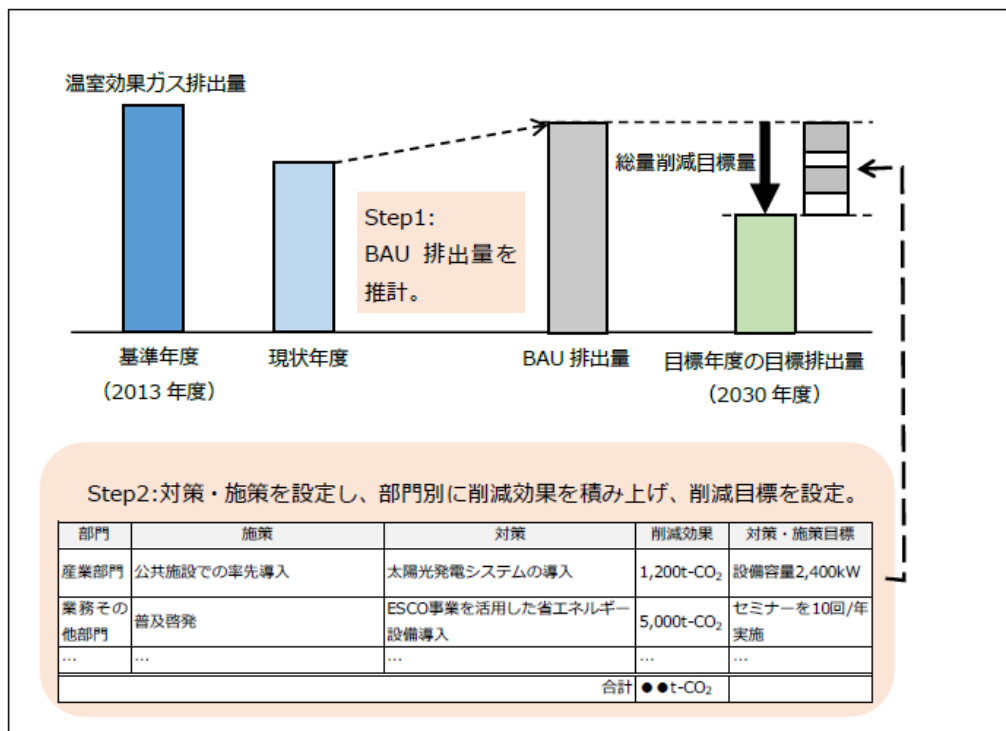
【表 1-1. 他県の目標設定の考え方】

目標の設定方法	①2030 年度 B A U 排出量に、国計画に基づく対策による削減相当効果と県の対策による削減効果を積上（10 県） ②基準年度の部門別排出量に、国目標の部門別削減率を乗じた得た排出量から、対策による削減効果を積上（1 県） ③基準年度の部門別排出量に、国目標の部門別削減率を乗じて算定（1 県） ④基準年度総排出量に国の総削減率（26%）を乗じて算定（1 県） ⑤排出量が 1990 年代と同等以下となる削減量を部門毎に積上（1 県）
基準年度	・ 2013 年度（14 県）
森林等吸収量の扱い	・ 目標に含む（13 県） ・ 目標に含まない（1 県）

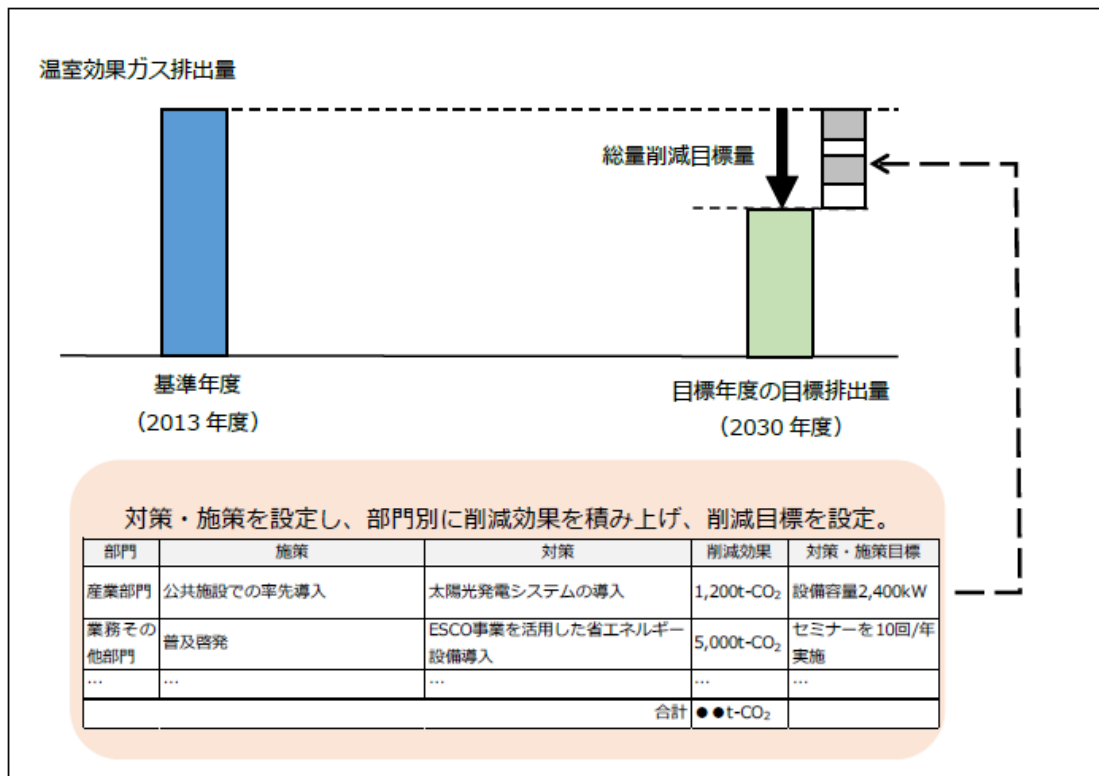
※ 出典：山口県調査結果（2019 年 5 月）及び各県実行計画

※ B A U：現状から特段の追加的対策を見込まない場合の現状趨勢ケース

※ 国計画：「地球温暖化対策計画」（2016 年 5 月閣議決定）



【図 1-1. 設定方法①のイメージ】



【図 1-2. 設定方法②のイメージ】

【表 1-2. 設定方法③による試算】

		国			三重県		
		2013年度 排出量実績 (百万t-CO <sub>2</sub> )	2030年度 目標 (百万t-CO <sub>2</sub> )	2013年度比 削減率	2013年度 排出量実績 (千t-CO <sub>2</sub> )	国削減率による 2030年度目標 (千t-CO <sub>2</sub> )	2013年度 比 削減率
二 酸 化 炭 素	産業部門	429	401	-6.5%	14,337	13,402	-6.5%
	運輸部門	225	163	-27.6%	4,084	2,958	-27.6%
	業務その他部門	279	168	-39.8%	3,495	2,105	-39.8%
	家庭部門	201	122	-39.3%	2,344	1,423	-39.3%
	エネルギー転換部門	101	73	-27.7%	417	302	-27.7%
	非エネルギー起源	75.9	70.8	-6.7%	1,725	1,609	-6.7%
メタン		36.0	31.6	-12.2%	245	215	-12.2%
一酸化二窒素		22.5	21.1	-6.2%	534	501	-6.2%
代替フロン等4ガス		38.6	28.9	-25.1%	580	434	-25.1%
温室効果ガス排出合計		1,408	1,079	<b>-23.3%</b>	27,761	22,948	<b>-17.3%</b>

## 2 三重県域の温室効果ガス排出削減目標の設定方法

### (1) 基準年度

「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(平成29年3月)」(以下「マニュアル」)において、国計画に即して2013年度に設定することが望ましいとされており、他県も全て2013年度としている(表1-1)ことから、三重県における基準年度も2013年度とする。

## (2) 目標設定の考え方

国の目標設定の基本的な考え方は、2030年度BAU排出量に、国計画に基づく対策による削減効果を積み上げて算定されている。

温室効果ガスの排出削減には、県の対策に比べ国の対策が大きく影響する。このため、三重県の対策を国の対策の強化・底上げとして捉え、2030年度BAU排出量から国の対策による削減相当効果と三重県の対策による削減効果を積み上げて設定する。

【表2. 総量削減目標の分類と概要】

分類	設定方法	メリット	デメリット
(1) 対策・施策の削減効果の積み上げによる設定方法	部門・分野別に対策・施策を設定し、その削減効果 <sup>100</sup> を基準年度における温室効果ガス排出量から積み上げて総量目標とする。 【設定方法②】	・積み上げによる目標水準の根拠を持てる。 ・総量目標が、対策・施策目標と定量的に整合する。	・削減効果を定量化できない対策・施策がある。 ・国や都道府県の対策・施策効果との重複の扱いが困難である。
	部門・分野別に対策・施策を設定し、その削減効果を目標年度におけるBAU排出量から積み上げて総量目標とする。 【設定方法①】	・積み上げによる目標水準の根拠を持てる。 ・総量目標が、対策・施策目標と定量的に整合する。 ・目標年度における人口の増減等を踏まえた目標となる。	・削減効果を定量化できない対策・施策がある。 ・国や都道府県の対策・施策効果との重複の扱いが困難である。 ・BAUケースの温室効果ガス排出量の推計を行う必要があり、手間がかかる。
(2) 温対計画の目標を踏まえて設定する方法	温対計画の基準年度比目標（2030年度に2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減））を踏まえて設定する。 【設定方法④】	・簡易に設定できる。	・区域の排出量の部門・分野構成比を反映できない。 ・国全体と区域で産業構造等社会条件が異なっている点が反映されない。 ・(2030年度のBAUを反映できない)
	温対計画の基準年度比部門・分野別の排出量の目安を踏まえて設定する。 【設定方法③】	・区域の部門・分野別の排出量の差異に対応できる。 ・簡易に設定できる。	・国全体と区域で産業構造等社会条件が異なっている点が反映されない。 ・(2030年度のBAUを反映できない)
(3) 都道府県の区域施策編の目標を踏まえて設定する方法（市町村のみ）	都道府県の区域施策編の基準年度に対する目標年度の削減率、2030年度BAU比部門・分野別目標等を踏まえて設定する。（市町村のみ）	・簡易に設定できる。	・都道府県が独自に総量目標を設定している時のみ活用可能。 ・都道府県全体と区域で産業構造等社会条件が異なっている点が反映されない。
(4) より長期の目標からバックキャストで設定する方法	より長期の目標を想定し、目標年度にどの程度の目標水準が必要か逆算して設定する。	・長期的な展望を踏まえた目標設定ができる。	・より長期の目標設定が必要。（温対計画では、2050年度に80%削減を掲げている。）

※出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（平成29年3月）

## (3) 森林等吸収量の扱い

国においても、目標とする削減率の算定に森林等の吸収源による吸収量を見込んでいることから、三重県においても目標とする森林等吸収量を設定し、排出と吸収をあわせた実質排出量で目標管理を行っていく。

ただし、設定方法については、今後の取組を検討する中で、対策効果が適切に反映できるような算定方法を検討していく。